
出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業

対 面 的 対 話 議 事 録

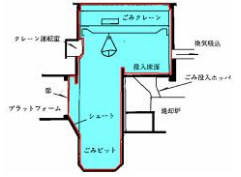
平成 30 年 2 月 2 日

出 雲 市

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	5	第2章	8	(2)	ア 用地の準備	造成工事の工期はH32.3末とのことですが、H31.10から仮設電力・井戸水接続工事等仮設工事を計画しています。造成工事による施工上の制限は無いものと考えてよろしいでしょうか。	平成31年10月時点では側溝・調整池等の施工をしているため、本市との調整が必要となります。また、仮設電力の引込については、電気事業者に確認の上、計画してください。
2	入札説明書	12	No.50			見学者通路	要求水準書で指定している箇所はモニタのみでの見学は不可とされていますが、指定箇所はp.15及びp.177より、「プラットホーム、ごみピット（ごみクレーン）、焼却炉室、中央制御室、タービン発電機室、灰ピット等」と考えて宜しいでしょうか。	プラットホーム、ごみピット（ごみクレーン）、ごみクレーン操作室、焼却炉室、中央制御室、タービン発電機室、灰ピット等としてください。
3	入札説明書	12	No.57			電力引込柱	引込柱の位置として「敷地出入口付近を想定」とありますが、敷地出入口の北側（施設側）、南側（災害廃棄物スペース側）のどちらでも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、実際の工事にあたっては、電気事業者と協議してください。
4	入札説明書	29	別紙2	2	(2)	補修費用	入札説明書等に関する質問P5 No.45について、提案は可とのご回答ですが、委託費の平準化についての貴市のお考えをお聞かせ願えないでしょうか。	公設公営ではなく、DBO方式で発注するメリットのひとつであり、平準化しない場合に比べ委託費の総額が変わらない場合においては、財政上、望ましいと考えます。なお、平準化する場合、様式15号-1-5（別紙3）と様式15号-3-4（別紙1）の整合を図ることは必要ないものとします。
5	要求水準書	3	第1部 第1章 第2節	2.2	(4)	維持管理業務	給水施設の維持管理業務に関しては、第1回質疑回答 No.9 にて、“ポンプ運転に係る電気代については、事業者負担となります。各ポンプへの給電は出雲市で設計・施工しますので、事業者の工事範囲外です。”との回答がありました。ポンプ運転に係る電気関係費用について、工事負担金は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。工事負担金は不要です。
6	要求水準書	3	第1部 第1章 第2節	2.2	(4)	維持管理業務	給水施設のポンプ運転に係る電気関係費用について、契約（基本料金負担）は各施設（各水槽）ごとになるのか、一括契約になるのか、ご教示ください。	各施設に電気メーターを設置するため、各施設毎の契約になります。
7	要求水準書	6	第2章 共通事項	第1節 全体計画	1.1 本事業における 基本方針	環境にやさしい施設	現地見学をさせて頂いた際、近隣する砕石場が稼働しておりました。また砕石物については業務用地近隣への重機移動等も通常業務として行われていたましたが、次期施設運営開始後も引き続き同様の稼働がされるご予定なのかご教示願います。その他近隣で今後開発計画（考慮すべき事項）等あればあわせてご教示願います。	次期施設運営開始後も引き続き稼働を計画されている業者があります。事業規模については把握していません。なお、近隣において具体的な開発計画はありません。
8	要求水準書	6	第2章 共通事項	第1節 全体計画	1.1 本事業における 基本方針	環境にやさしい施設	防災機能として備蓄倉庫の確保に関して前回の質問回答の中で一般市民等の避難所としての機能を有する必要はないとのご回答でしたが、既設施設や次期施設周辺自治体の皆様との防災協定等約束されたものがあるようであればご教示願います。	ありません。
9	要求水準書	8	第2章 共通事項	第2節 計画主要目	1.2 一般事項	災害発生量	災害発生量については約6,900tという数値がご提示されておりますが、出雲市災害廃棄物処理計画（平成29年3月）では、災害廃棄物発生量（可燃物）について、地震時61,905t 水害時216t算出されております。今回のご提示数量についての考え方（可燃物以外も含めて受入等有無）に関してご教示をお願い致します。	施設基本計画書に記載するとおりです。
10	要求水準書	9	2	2.2	(10)	給水設備	生活用水の原水として上水のみ指定となっておりますが、『出雲市災害廃棄物処理計画』のP.2-15では、場内生活水についても2系統からの安定供給を目指すとなっております。地下水を、上水基準を満たすよう処理することを前提に、生活用水のバックアップとして使用することを提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、飲用等に利用する場合は、水道法上の専用水道に該当すると思われます。
11	要求水準書	15	第2部 第1章	1	1.1	見学者	「見学先は40人程度が同時に見ることができるよう配慮すること」とありますが、既存施設において、一度に施設で受け入れる小学生等の団体見学者人数をご教示いただけますでしょうか。	現施設では90名を2班に分けて受け入れています。
12	要求水準書	15	第2部 第1章	1	1.1	災害廃棄物	「本施設は敷地北側に配置した計画及び車両動線を提案すること。なお、敷地南側は災害廃棄物の仮置き場として整備し、将来の可燃ごみ処理施設の建て替え用地となる予定であることを考慮した施設配置計画及び車両動線計画とすること。」とありますが、整備する災害廃棄物の仮置き場は、本施設で処理を行う可燃性の災害廃棄物を受け入れるものと考えれば宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、緊急時は可燃性以外の災害廃棄物の受け入れも必要となることが想定されます。また、災害の規模・災害廃棄物の量によっては一次仮置き場として利用する可能性もあります。その場合は災害廃棄物の搬入だけでなく、搬出も必要となります。
13	要求水準書	15	第2部 第1章	1	1.1	災害に強い施設	要求水準書に関する質問書兼回答書P.9 質問No.19において、「◆災害に強い施設」として“防災機能（備蓄倉庫、略）を確保した上で”とあります。備蓄倉庫の具体的な仕様のご提示をお願いします。」という質問に対して、「備蓄倉庫については、災害発生時に7日以上の自立運転が可能となるよう確保してください。なお、一般市民の避難所等としての機能を有する必要はありません。」とありますが、一般市民の避難所等として、本施設を活用するご提案は、審査における評価の対象とならないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書	25	第2部 第1章 第3節	3.4	(8)	工事施工	入札説明書等に係る第1回質疑回答No.68にて“この場合の火災保険の付保の期間は工事完成日から30日間であるため、両方を付保してください”との回答がありました。ここでいう工事完成日とは施設の竣工日のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	要求水準書	25	第2部 第1章 第3節	3.4	(8)	工事施工	入札説明書等に係る第1回質疑回答No.68にて“この場合の火災保険の付保の期間は工事完成日から30日間であるため、両方を付保してください”との回答がありました。工事完成日が施設の竣工日を指す場合、竣工後から運営開始後の30日間に火災保険を付保する意図についてご教示いただけないでしょうか。	市が建設事業者から施設の正式引渡しを受けた後、火災保険に加入するまでに1ヶ月程度期間を要します。この間の火災に対するリスクを担保するため、火災保険への加入を求めています。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
16	要求水準書	49	第2部 第2章	第1節	1.6	(4)耐震安全性	第2章はプラント設備工事仕様についての記載部分ですが、「本施設において、地震動対応レベルは、個別建築物で設定せず、敷地内全ての建築物で統一すること」とありますので、プラント設備構造体のみでなく、全ての建築物を構造体Ⅱ類(重要度係数を1.25)とする判断でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要求水準書	51	第2部 第2章 第2節	2.1	5) (5)	特記事項	“カードリーダーは、車上から操作可能な位置に設置すること。”とあります。(7)に記載の自動精算装置もカードリーダーと同様に、車上から操作可能とする必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	56	第2部 第2章 第2節	2.2.5		ごみビット	第1回質疑回答 No.97にて、二段ビット方式の採用について、“提案を可とします。ただし、ビットの有効容量はプラットホームレベル以下で必要容量を確保してください。”との回答がありました。 工期短縮を図る目的で、ビット部分の掘削工事を削減するために、ビット有効容量の算定方法を変更する事業者提案は可能でしょうか。	入札説明書等に関する質問書兼回答書(第1回)「2. 要求水準書について」No.97のとおりとします。
19	要求水準書	62	第2部 第2章 第2節	2.2.10	5) (1)	特記事項	第1回質疑回答 No.105にて、ごみビット室の指す範囲として、“ごみビットを含む容量としてください。”との回答がありました。 各社公平な競争条件とするため、ごみビット室の指す範囲を図示した模式図などをご提示いただけないでしょうか。	イメージ図の着色範囲における空間の全てとします。(ホップの炉内までの空間を含む) 
20	要求水準書	63	第2部 第2章 第2節	2.3.1	3) (2)	投入口寸法	第1回質疑回答 No.25にて、“現在の出雲市の「ごみの分け方・出し方ガイドブック」に記載している可燃性粗大ごみは、キルン式ガス化熔融炉を基準としているため、将来的にはストーカ炉に対応した内容に変更する可能性があります。”との回答がありました。 どの様に変更する可能性があるか、ご教示ください。	次期施設では、現在、破砕又は埋立処分している硬質プラスチックを焼却処理することを想定しています。 ※焼却処理量は187t/年として想定しています。 (要求水準書P8「2」計画ごみ量)は187tを含めた値となっております。)
21	要求水準書	72	第2章	4	4.1.1	ボイラ本体	5)特記事項「(11)ボトムブロー弁は電動式とすること。」とありますが、遠隔操作を行えることを前提に駆動方式は事業者にて決定してよろしいでしょうか。	要求水準書を上回る提案であれば可とします。
22	要求水準書	80	第2章	4	4.7.2	サンプリングクーラ	(2)給水用の数量に(1基/炉)とありますが、脱気器からボイラ給水ポンプまでは共通系であるため、共通系のラインに1基設置としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
23	要求水準書	92	第2部 第2章 第5節	5.3.2-1	4) (1)	薬品貯留装置	“貯留装置には、レベル計と重量計を設置し、(以下略)”とあります。 流体薬品をタンクに貯留する場合は、レベル計による貯留量管理で充分精度が確保できますので、重量計の設置は省略しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
24	要求水準書	110	第2章	7	7.9	煙突	3)(8)① 内筒材質について、排ガスに接する部分についてSUS316Lとすることで宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
25	要求水準書	114	第2部 第2章 第8節	8.4		磁性物除去装置	第1回質疑No.141 回答として、磁性物除去装置の設置については“要求水準書のとおりとしてください。”とありますが、機器点数減少による維持管理性向上を図るため、設置要否については事業者による提案とさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。
26	要求水準書	120	第2部 第2章 第8節	8.12		飛灰貯留槽	貯留槽を複数基設置する場合は、その合計により最大発生量の7日以上の容量を確保するものとしても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書	120	第2章	8	8.12	飛灰貯留槽	有効容量[m ³ (最大発生量の7日分以上)と記載があり、またP.116 8.9 灰ビット ②飛灰処理物 [] (最大排出量の7日分以上)と記載がありますが、飛灰貯留槽及び飛灰処理物ビットをあわせて7日以上の容量としてよろしいでしょうか。	それぞれ7日以上の貯留容量としてください。
28	要求水準書	123	第2部 第2章 第8節	8.16	5) (1)	特記事項	“混練装置毎に設置すること。”とありますが、機器点数減少による維持管理性向上を図るため、設置基数については事業者提案とさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。
29	要求水準書	126	第2部 第2章 第9節	9.4	5) (3)	特記事項	“(3) 白煙が発生しないよう配慮すること。”とありますが、白煙防止仕様の装置を設置するのではなく、見えにくいように配慮することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書	172	第2部 第3章 第2節	2.1.2	1) (2)	プラットホーム	“⑦ ごみクレーン及びバケットの点検又は場外搬出・積み替え(交換)用スペースを設けること。”との記載があります。 この記載のスペースはプラットホーム内ではなく、ホップステージに設置しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
31	要求水準書	172	第2部 第3章 第2節	2.1.2	1) (2)	プラットホーム	“⑦ ごみクレーン及びバケットの点検又は場外搬出・積み替え（交換）用スペースを設けること。”との記載があります。バケット搬入・搬出用マシンハッチの設置箇所は事業者提案とさせていただきますが、よろしいでしょうか。	提案を可とします。
32	要求水準書	186	第3章 建築工事仕様	第3節 外構工事	3.1 構内道路工事	計画	「敷地出入口、工場棟への動線を考慮した計画とすること。範囲については本市と協議のうえ決定すること。敷地出入口は、計画図北側20m程度まで変更可能とする。」との記載がありますが、災害廃棄物受入時車輻進入路分離確保の点から、現有出入口部南側の一部を災害廃棄物仮置き場エリアへの進入路として拡幅することについて市職との協議可能事項としての取扱いとご理解が宜しいでしょうか。	安全面を考慮して、提案は不可とします。
33	要求水準書	189	第2部 第3章 第3節	3.8		せん定枝処理用破砕機	第1回質疑回答No.261にて、せん定枝処理破砕機について、“現在使用している「ZR130HC」（日立建機㈱）製と同等品以上を提案してください。”との回答がありました。現機の後継機種となる「ZR125HC」は昨今の排ガス規制等により販売終了、後継機の発売は未定とのメーカー情報を受けております。回答の“同等品以上”というのは、チップ化に関する以下の仕様 ・処理能力 … 比重0.1 で 3t/h ・処理可能サイズ … 径20cm×長さ2m以下 ・チップサイズ … 2インチスクリーン通過品 に対するものとし、自走機能は不要として宜しいでしょうか。	災害時を想定すれば自走機能付が望ましいと考えますが、自走機能は必須条件ではありません。
34	要求水準書	189	第2部 第3章 第3節	3.8		せん定枝処理用破砕機	せん定枝処理用破砕機をエンジン駆動ではなく、電動機駆動を採用する場合、落札者決定基準No.16.売電量の最大化計画の評価にて、不利にならない様に補正評価等のご配慮いただけるか、確認させていただきます。	補正評価は行いません。
35	要求水準書	192	第3章	4	4.1.4	防災設備工事	防災設備工事計画の参考として、出雲エネルギーセンターにおける屋内消火栓、小型消火器以外の消火設備の内容を御教示願います。	出雲エネルギーセンターにおける消火設備の内容は次のとおりです。 ・ごみビット放水銃 550L/min×0.5Mpa×2基（放水能力は1基分） ・固定式粉末設備 第3種粉末340kg×2基 ・4種大型粉末消火器
36	要求水準書	192	第3章	4	4.1.4	防災設備工事	防災設備工事計画の参考として、出雲エネルギーセンターにおける危険物一般取扱所の区分（令第19条●項、規則第●条●第●項）を御教示願います。	出雲エネルギーセンターにおける危険物一般取扱所の区分は次のとおりです。 ・ディーゼル発電設備 令19条第1項 ・補助ボイラー 令19条第2項 規則第28条の57第2項 ・溶融炉A 令19条第2項 規則第28条の57第3項 ・溶融炉B 令19条第2項 規則第28条の57第3項
37	要求水準書	221	第3部 第2章	2	2.9	本施設の運転に係る計測管理項目	再利用水の水質の測定頻度として、生物化学的酸素要求量：14日1回以上、その他の項目又は物質：7日1回以上との記載がありますが、完全クローズドシステムであることから環境中に放出されるものではなく、測定頻度を焼却灰や飛灰処理物等と同じ頻度である稼働初期4回/年、安定操業期2回/年とさせていただきますがよろしいでしょうか。	貴グループが想定する使用用途に応じた自主基準を設定した上で、自主基準を担保するための計測を行ってください。
38	要求水準書	221	第2章	第2節	2.9	施設運転中の計測管理	要求水準書（P11）2）排水基準には、「本施設では、排水基準として処理水を場外へ放流しない完全クローズドシステムとしているため、水質汚濁防止関連の数値は設定しない。」と記載されておりますので、施設運転中の計測管理項目の再利用水（排水処理設備（有機、無機））については、基準はなく計測のみ判断すればよろしいでしょうか。	貴グループが想定する使用用途に応じた自主基準を設定した上で、自主基準を担保するための計測を行ってください。
39	要求水準書	221	第2章	第2節	2.9	施設運転中の計測管理	再利用水の計測頻度の「生物化学的酸素要求量14日1回以上」「その他の項目又は物質7日に1回以上」の計測頻度には異なるとは思いませんでしょうか。	貴グループが想定する使用用途に応じた自主基準を設定した上で、自主基準を担保するための計測を行ってください。
40	要求水準書	添付資料（4）				地下水利用について	H29.10.13時点では200m3/日取水可能とされていましたが、H29.11報告においては、104m3/日は確保できるものと考えられています。H29.11報告を正として考えますが、地下水に関する更なる調査は貴市にて実施されますでしょうか。	地下水に関する調査については、平成29年11月で終了しました。調査結果については、平成29年12月13日付けで入札参加者の代表企業に提供しています。更なる調査は予定しておりません。
41	要求水準書	添付資料（16）				工事用道路計画図（参考図）	添付資料（4）No.30が削除され、添付資料（16）が追加されましたが、残土処分に関しては第1回質問回答2.要求水準書No.211から変更はないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。施工上の安全を考慮してルートを変更しましたが、残土処分についてそれ以外の変更はありません。
42	要求水準書 添付資料No.17 排水施設計画平面図					開発工事の排水施設計画	「1号水路工（自由勾配側溝）L=277.6M」の「第5集水橋」から「第7集水橋」までの区間におきまして、建設工事に大型重機や車両運行などによる側溝および集水橋の破損・変形が考えられます。その区間の排水路工事（側溝、集水橋）を造成工事から除き、出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業の工事範囲とすることは可能でしょうか。ご検討願います。	提案を可とします。
43	添付資料		No.31			低床トレーラ軌跡図	前回の質疑回答で古志82号線の拡幅整備は本事業建設前までに完了するとのことご回答でしたが、現状古志82号線は、日中かなりの量の砕石輸送車が通行しているようです。拡幅したとしても、本事業通行状況によっては砕石場収集車へ支障をきたすことも考えられます。砕石場からの収集車、時間帯毎の通行車両数等ご教示ください。また工用車の特車申請車輻等は夜間となりますが、古志82号線以外も含めて輸送ルート等で指定ルート・制約事項等あればご教示願います。	砕石場の通行車両数等は環境影響評価準備書をご確認ください。夜間の通行について、特に指定ルート等の制約事項等はありませんが、沿線住民に配慮してください。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
44	落札者決定基準書	9	表3	No.2		事故発生防止対策及び事故発生時の対応、不適正ごみ混入防止対策	審査の視点の一つに“フェールセーフ設計”とあります。フェールセーフ設計の事例は非常に多数あります。例えばプラットホームや焼却炉といった特定の場所・箇所での事故例や、天災や操作ミスによる要因による事故例など、貴市で特に気になされている事例等があればご教示ください。	本市において、特に懸念している内容はありません。貴グループの経験を活かして提案してください。
45	落札者決定基準書	9	表3	No.3		安定した無駄のない操炉計画	審査の視点“過去のごみ処理実績”に関して、第1回質疑回答 No.4にて、“「過去のごみ処理実績」とは、本市の過去のごみ処理実績（傾向等）のことを言います。なお、過去のごみ処理実績は、環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査結果」をご確認ください。”との回答がありました。調査結果を確認しておりますが、この中で特に市販で気にされている項目等があればご教示ください。	事業系のリサイクル可能な書類等の搬入が多く、可燃ごみ処理量の減量化がなかなか進まない主な原因だと考えています。刈草、布団、畳の搬入が多く、その処理が滞る状況にあります。海岸漂着ごみを埋立て処分しています。
46	落札者決定基準書	9	表3	No.4		適切な組織体制及び人員配置計画、教育計画	運営事業（SPC）の職員に関しては地元雇用を予定していますが、既存の出雲エネルギーセンターの運転員を継続雇用することが、更なる評価につながりますでしょうか。	出雲エネルギーセンターの運転職員を次期可燃ごみ処理施設で継続雇用した場合と、出雲市の住民票を有する出雲市民を新規雇用した場合は同等な評価とします。
47	落札者決定基準書	9	表3	No.8		公害防止基準（要監視基準値等）及び遵守計画	審査の視点の一つに“新たに法規制値が設定される水銀の遵守方法及び計画 ※薬剤使用量の最適化及び運転制御方法について提案すること。”とあり、本件に関する第1回質疑回答No.5にて、“薬剤使用量の最適化及び運転制御方法については水銀についてのみ提案すること”との回答がありました。水銀以外の公害防止基準について、薬剤使用量の最適化及び運転制御方法についての提案については評価していただけないものと理解してよろしいでしょうか。	水銀も含め、落札者決定基準書のとおり評価します。
48	落札者決定基準書	9	表3	No.9		本市の特長及び次期施設の周辺環境と調和した景観デザイン	審査の視点の一つに“建屋の高さ”とあります。これは、建物の高さだけで評価されるのではなく、建物を周辺環境に調和させるデザイン上の配慮なども含めて評価されるものと考えて宜しいでしょうか。この項目を審査の視点に設定された貴市のお考えに合致しているか対話にて確認させていただきます。	お見込みのとおりです。施設の立地条件を踏まえた提案を期待します。
49	落札者決定基準書	9	環境にやさしい施設	周辺環境に配慮した施設	本市の特長及び次期施設の周辺環境と調和した景観デザイン	景観デザイン審査の視点に基づく建物の意匠外観デザインとして、貴市でイメージされます具体的なデザイン様式、建築仕上げ材料等がございましたらご教示願います。また次期施設周辺部で、景観も含めて環境面（生態系維持）などで留意しておくほうが好ましいという点がございましたらあわせてご教示願います。	施設の立地条件を踏まえた提案を期待します。	
50	落札者決定基準書	9	表3	No.10		環境学習の取り組み	審査の視点の中に“次期施設の立地条件を踏まえた内容とする。”とあります。この項目を審査の視点に設定された貴市のお考えを確認させていただきます。	施設の立地条件を踏まえ、来場者の人数・客層、周辺の自然環境等を想定した提案を期待します。
51	落札者決定基準書	10	第4章	表3	No.11	敷地内における収集車両動線と市民車両動線、施設配置計画	審査の視点、【将来施設を「次期施設」と同じ敷地内に建設することを踏まえた施設配置計画】に関して、以下の内容について考え方を教えてください。 ①「出雲市次期可燃ごみ処理施設 基本計画書 P63 第9章 4 配置計画・動線計画図」において、将来的な施設の配置計画・動線計画図が示されていますが、調整池に関しては貴市ご計画の通り、将来施設において設置位置を変更できるものと考えて宜しいでしょうか。 ②将来施設のご提案にあたって制限等がありますでしょうか。 （例） ・ 将来施設用の出入り口の新設 ・ 現在と同じ仕様を前提とした計画	①お見込みのとおりです。 ②現時点で特に想定する制限等はありません。ただし、施設出入口については、事業用地の立地条件上、次期施設で想定する箇所以外に新設することは困難と考えます。また、将来施設の建設時は、次期施設が平行して稼働していることに留意してください。
52	落札者決定基準書	10	第4章	表3	No.11	敷地内における収集車両動線と市民車両動線、施設配置計画	既存施設における、ごみ収集車および直接搬入車のごみ受入状況を踏まえて、新施設では渋滞対策が必要と考えていますが、本施設のご計画で特に重要視されている点、反映をご希望される点はありますか。	次期施設では、収集車両動線と市民車両動線を分離し、スムーズな場内周回を可能とすること、特に受付とプラットホーム内の動線を重視します。ごみの排出元情報の把握や不正持込の防止のための対策をした上で、受付手続きの簡略化や季節的な搬入量増加に対する対応など貴グループの経験を生かして提案してください。また、現在は草の持ち込みが多く、ダンピングボックスに投入するために多くの時間を要しているため、効率的な投入等に係る提案を求めます。
53	落札者決定基準書	10	表3	No.11		敷地内における収集車両動線と市民車両動線、施設配置計画	審査の視点の一つに“将来施設（本事業で建設する「次期施設」の次に建設する施設）を「次期施設」と同じ敷地内に建設することを踏まえた施設配置計画”とあります。今回建設する次期施設の管理棟は、将来施設でも継続利用するお考えでしょうか。	現時点では、建て替えることを想定していますが、事業者の提案を妨げるものではありません。
54	落札者決定基準書	10	表3	No.12		施設内における機器配置及び作業動線計画	審査の視点の一つに“車両幅員箇所の有無”とあります。これは敷地内の各種車両動線同士が、互いに幅員（交差）する箇所の有無を確認し評価するという意図と解釈しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
55	落札者決定基準書	10	表3	No.12		施設内における機器配置及び作業動線計画	審査の視点の一つに“・メンテナンス車両動線”とあります。本項目の小項目では“施設内における”とありますので、本項目では工場棟内の車両動線の考え方が評価対象になり、工場棟周囲のメンテナンス車両動線は評価対象にならないと解釈しても宜しいでしょうか。	工場棟周囲のメンテナンス車両動線等も評価対象とします。
56	落札者決定基準書	10	第4章	表3	No.13	工程管理計画、工期短縮のための施策	第1回質問回答にてご提示頂きました「想定される工期の短縮」とはご指定の引渡日（H34年3月末）を前倒しすることとありますが、この場合、運営期間は前倒しした引渡し日から20年間となると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、運営費や事業計画等の運営期間における各年度計画を記載する様式については、工期短縮提案に関わらず、平成34年度を運営初年度として記載してください。
57	落札者決定基準書	10	第4章	表3	No.13	工程管理計画、工期短縮のための施策	第1回質問回答にてご提示頂きました「想定される工期の短縮」とはご指定の引渡日（H34年3月末）を前倒しすることとありますが、ご提案する工期短縮が履行できなかった場合のペナルティは発生するのでしょうか。	建設工事請負契約書（案）第46条に規定するとおりです。
58	落札者決定基準書	10	表3	No.13		工程管理計画、工期短縮のための対策	審査の視点の一つに“・想定される工期の短縮期間”とあります。貴市範囲の造成工事について、敷地全体を一度に引渡しいただくのではなく、部分的に先行引渡しいただくことにより、更なる工期短縮を図る事業者提案を行いたいと考えていますが、提案可能でしょうか。また、それに伴う工期短縮は、想定される工期の短縮期間として提案することは可能でしょうか。	敷地全体を計画地盤高まで掘削した後に引渡しを行うことを想定しています。なお、引渡しは平成31年9月末を予定しているため、現地着工は、平成31年10月当初として想定してください。
59	落札者決定基準書	10	表3	No.14		施設の長寿命化に向けた設備・機器の維持管理計画	審査の視点の一つに“・主要設備（特に過熱器）の耐用年数及び40年以上の長期使用を踏まえた工夫”とあります。本事業の運営業務委託期間は20年間となっており、運営期間終了後の運営主体は決定していません。そこで本件については、当グループがそのまま運営業務を継続担当することを前提としてご提案しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	落札者決定基準書	10	災害に強い施設		No.18	災害廃棄物受入への取組方	災害廃棄物の受入対応スペースは隣接する災害廃棄物仮置場を含めた計画としてよろしいでしょうか。また、当該災害廃棄物等スペースは、「出雲市災害廃棄物処理計画（4.2 仮置場の種類）」における一次仮置場もしくは二次仮置場どちらの機能を想定されているのでしょうか。	前者は、お見込みのとおりです。後者は、基本的には一次仮置場として可燃性廃棄物の仮置を想定していますが、他の一次仮置場が不足する場合等には、不燃性廃棄物も搬入される可能性があります。
61	落札者決定基準書	10	第4章	表3	No.19	社会貢献、地元企業の活用、資材調達への協力、運転員雇用等	<審査の視点>に「CSR活動、コンプライアンスの遵守」との記載がございますが、活動・遵守の主体はSPCを指しますでしょうか。もしくは代表企業・構成員・協力企業などの構成企業を指しますでしょうか。	本事業におけるSPC及び構成企業全体のCSR活動、コンプライアンスの遵守を総合的に評価します。
62	落札者決定基準書	10	その他	社会貢献、地域貢献	No.19	地域貢献	地元雇用の定義を「出雲市在住者かつ出雲市の住民票を有する者」とされています。出雲市在住者でない、または出雲市の住民票を有しない既存のエネルギーセンターの運転職員を運営事業者で雇用した場合についても評価対象としていただけますようお願いいたします。	出雲エネルギーセンターの運転職員を次期可燃ごみ処理施設で継続雇用した場合と、出雲市の住民票を有する出雲市民を新規雇用した場合は同等な評価とします。
63	落札者決定基準書	10	表3	No.20		その他有効な提案	対面的対話以降、新たに仕様変更を伴う事業者提案を着想した場合の、貴市への確認方法をご教示ください。	確認できないものとしてお考えください。
64	落札者決定基準書	10	その他	その他有効な提案	No.20	その他有効な提案	災害廃棄物等スペースの敷地整備は本事業の範囲外ですが、通常時の敷地利用方法については事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	災害廃棄物ストックヤードとしての機能に支障が無い範囲で提案を可とします。ただし、提案の採用については市が判断します。
65	落札者決定基準書	10	その他	その他有効な提案	No.20	その他有効な提案	本事業に関する事業外での提案や、地元住民（古志地区）に配慮した提案についても、評価対象となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	様式集	様式第15号-4（別紙1）					様式の内容を記載した上で、提案売電電力量を説明するにあたり、必要に応じて追記して宜しいでしょうか。	追記することを可とします。
67	様式集	様式15 号6-1 および様式15 号6-1（別紙1）					地元企業と地元外企業で組成する特定建設工事共同企業体（甲型J V）から地元企業への発注について、地域貢献金額の算定方法を御教示下さい。	回答は、別紙に示すとおりです。これに伴い第1回入札説明書等に関する質問書兼回答書（落札者決定基準書）No.12について、①から③の回答を変更いたします。変更後の回答は別紙に示すとおりです。
68	様式集	第15号-6-1（別紙1）					様式15号-6-1②、④に関しては地域の企業の活用（地元企業）との記載がありますが、例えば②については、地元へ本社を有する製作工場、④運営期間中については、建設業法以外の商社、専門業者等へ資材・用益等の発注も地域貢献額に含まれると理解してよろしいでしょうか。	回答は、別紙に示すとおりです。これに伴い第1回入札説明書等に関する質問書兼回答書（落札者決定基準書）No.12について、①から③の回答を変更いたします。また、土工工期中の現場代理人は、プラント工期中においても継続的に事業に携わるよう配慮してください。
69	建設工事請負契約書（案）	6	第10条	2項		現場代理人及び主任技術者等	現場代理人については、工事（工種）の進捗に合わせてJV構成企業の中から選任し、土工工期中は構成員の建築物施工企業から、プラント工期中はプラントの設計施工企業（代表企業）から常駐配置する計画としています。その考え方でよろしいでしょうか。	提案を可とします。現場代理人の交代にあたっては、引継ぎのために新旧の現場代理人が重複する期間を設ける等、引継ぎが確実に進むよう留意してください。また、土工工期中の現場代理人は、プラント工期中においても継続的に事業に携わるよう配慮してください。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
70	入札説明書に関する質問書兼回答書					No. 12 社会貢献、地元貢献	<p>地元貢献金額の算定方法の規定について、市様より次のご回答がなされています。</p> <p>①「地元企業の定義」については、「建設業法に規定する主たる営業所（本社、本店）を出雲市内に有する者としします。」</p> <p>②「発注額の算定方法」については、「一次下請けへの発注額としします。」</p> <p>③「地元企業の定義に合致する企業」については、「商社に発注する場合は、商社から地元企業への発注額を提示してください。」</p> <p>上記のご回答を構成企業の建設および運営事業における発注業務に当てはめますと、次の方法で地元貢献額の算定をおこなうものと解釈してよろしいですか。</p> <p>(1) 下請工事および委託業務など、建築業の許可を必要とする企業への発注については、一次下請けより上位の地元企業への発注額を地元貢献金額の加算対象とする。</p> <p>(2) 材料、機器、用役等の物品購入および委託業務など、建設業の許可を必要としない企業（商社を含む）への発注については、当該企業から地元企業への発注額を地元貢献金額の加算対象とする。</p>	<p>回答は、別紙に示すとおりです。</p> <p>これに伴い第1回入札説明書等に関する質問書兼回答書（落札者決定基準書）No. 12について、①から③の回答を変更いたします。 変更後の回答は別紙に示すとおりです。</p>
71	入札説明書等に関する質問書兼回答書	4				質問No. 32 関心表明書	<p>ご回答は正本・副本ともに関心を表明した企業名がわかる書面は不可という趣旨でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、関心表明書が本当に地元企業から取得したものであるかの証明ができないと考えます。</p> <p>不可とされたご趣旨と共に、証明をどのように行うか等についてご教示ください。</p>	<p>関心表明書に係る正本及び副本の考え方は以下のとおりです。</p> <p>正本：入札参加者および関心を表明した企業いずれも企業名を記載。 副本：入札参加者および関心を表明した企業いずれも企業名の記載不可。</p>
72	入札説明書等に関する質問書兼回答書	36	No. 6			工程管理計画、 工程短縮のための施策	<p>ご指定の引渡し期日（H34年3月末）の前倒しが可能とされていますが、その場合においても、運営期間はH54年3月末までということでしょうか。</p> <p>上記の場合においても、入札に係る運営費、事業計画は、20年間分で提示するものとし、運営期間延長分は、提案額に応じた固定費、変動費を精算頂けると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>運営期間は前倒しした引渡し日から20年間とします。</p> <p>運営費や事業計画等の運営期間における各年度計画を記載する様式については、工期短縮提案に関わらず、平成34年度を運営初年度として記載してください。</p>
73	入札説明書等に関する質問書兼回答書	36	No. 6			工程管理計画、 工程短縮のための施策	<p>ご指定の引渡し期日（H34年3月末）の前倒しが可能とされていますが、工事乗込がH31年10月から可能として、提案する引渡日に対する試運転工程にあわせて、別途工事のアプローチ道路、上水給水施設、特別高圧電力引込は完了されていると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>現時点で試運転の開始時期は、平成33年10月を想定しており、平成33年10月時点では、受電・上水道・アクセス道路といったユーティリティはすべて完成している予定です。</p> <p>なお、試運転にあたっては、どの程度のユーティリティ条件が必要か想定した上で、貴グループの経験を活かして提案してください。</p>
74	入札説明書等に関する質問書兼回答書	36	No. 6			工程管理計画、 工程短縮のための施策	<p>工事の全休日等の休みについて、週休2日確保等のご指定はありますでしょうか。</p>	<p>市としての規定等はありませんが、作業員に対しての法令遵守に配慮してください。</p>
75	入札説明書等に関する質問書兼回答書	37	No. 12			社会貢献、地域貢献	<p>商社への発注は商社から地元企業への発注額を提示することとありますが、商社自体が出雲市内に本店・本社を置く企業であったとしても、回答記載のとおり理解となるのでしょうか。</p>	<p>地域貢献金額の算定方法については、別紙のとおりとします。</p>
76	出雲市次期可燃ごみ処理施設基本計画書	12	第4章	3	3-2 (2)	不燃物処理施設の不燃残渣の処理	<p>基本計画書では、“不燃残渣、可燃残渣”については、今後搬入されるとご説明されています。</p> <p>①この“不燃残渣、可燃残渣”は、No. 3でご説明いただきました硬質プラスチックとは異なるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②要求水準書に記載されている ごみ処理量及びごみ発熱量は、この“不燃残渣、可燃残渣”を含めたものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③搬入車両の車種、台数、頻度等については、運営開始前に貴市と協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①現在、硬質プラスチックは破碎処理後に不燃残渣・可燃残渣に分別されています。次期施設では、硬質プラスチックについて、可燃残渣、不燃残渣に関わらず焼却処理することを想定しています。</p> <p>②可燃残渣のみの値です。硬質プラスチックを含む不燃残渣は、計画基準ごみ発熱量には反映されていませんが、高質ごみ発熱量を高め設定することで反映しています。</p> <p>③お見込みのとおりです。</p>

出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業対面的対話議事録【別紙1】

○地域貢献金額の加算対象の範囲等について

●第1回入札説明書等に関する質問書兼回答書(落札者決定基準書)No.12の変更

①について

< 質問 > 地元企業の定義

< 回答 > 出雲市内に本社、本店を有する企業(建設業法に規定する主たる営業所を含む。)

②について

< 質問 > 発注額の算定方法(地元から市外へ発注された場合減算されるのか。何次下請けまで算定の対象となるのか。など)

< 回答 > 地元企業への発注額の算定は二次下請けまで行います。ただし、一次下請けと二次下請けが、ともに地元企業である場合は、一次下請けの金額のみを地元への発注額とします(二重に計上しない)。

また、共同企業体から発注する場合の算定方法は別紙2に示すとおりとします。

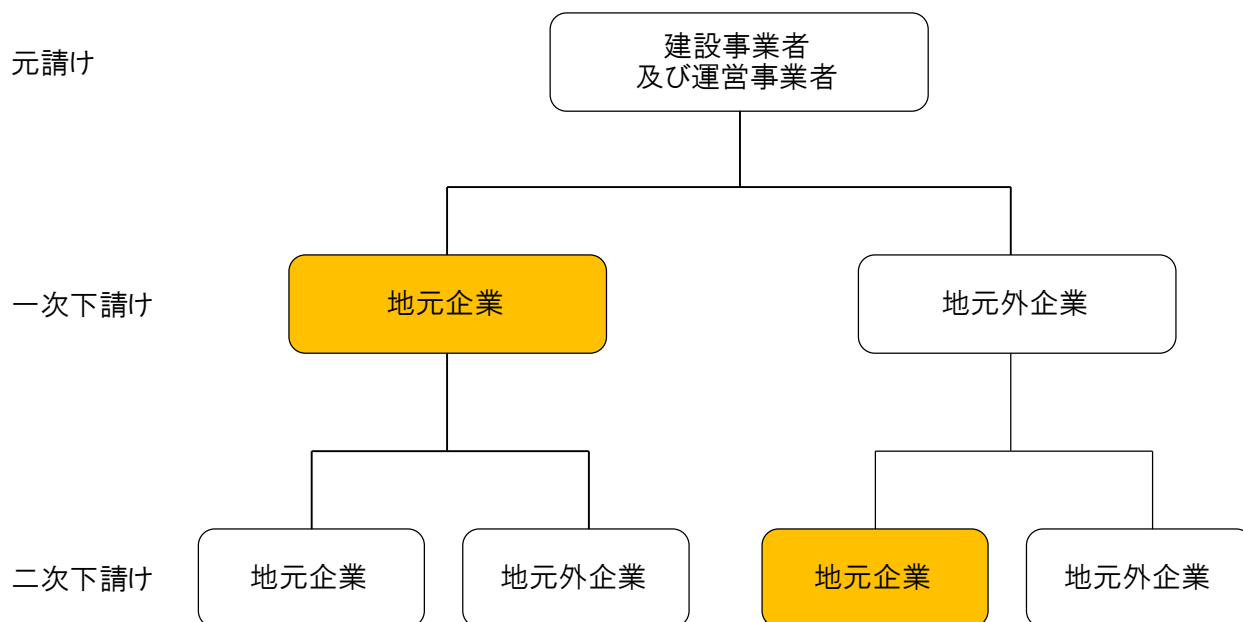
なお、事業実施時には、契約書の写し等により地元企業への発注状況の履行確認を行います。

③について

< 質問 > 地元企業の定義に合致する企業について(商社への発注は加算対象か。入札公告後新規に設立された地元企業への発注は加算対象か。など)

< 回答 > 商社及び入札公告後新規に設立された地元企業への発注は加算対象とします。

●地域貢献金額の加算対象の範囲

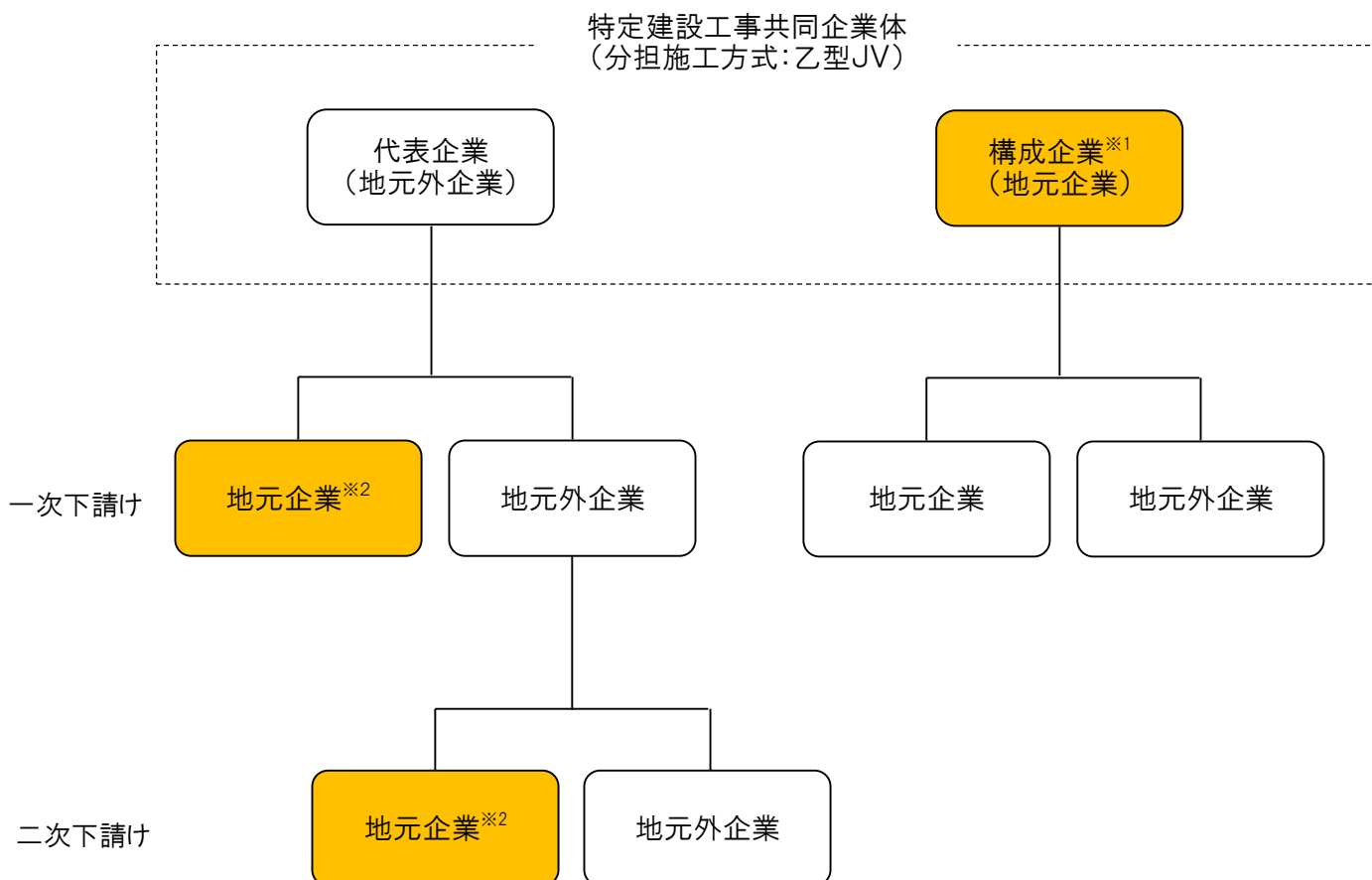


・ : 地域貢献金額の加算対象

出雲市次期可燃ごみ処理施設建設運営事業対面的対話議事録【別紙2】

○特定建設工事共同企業体を構成する場合

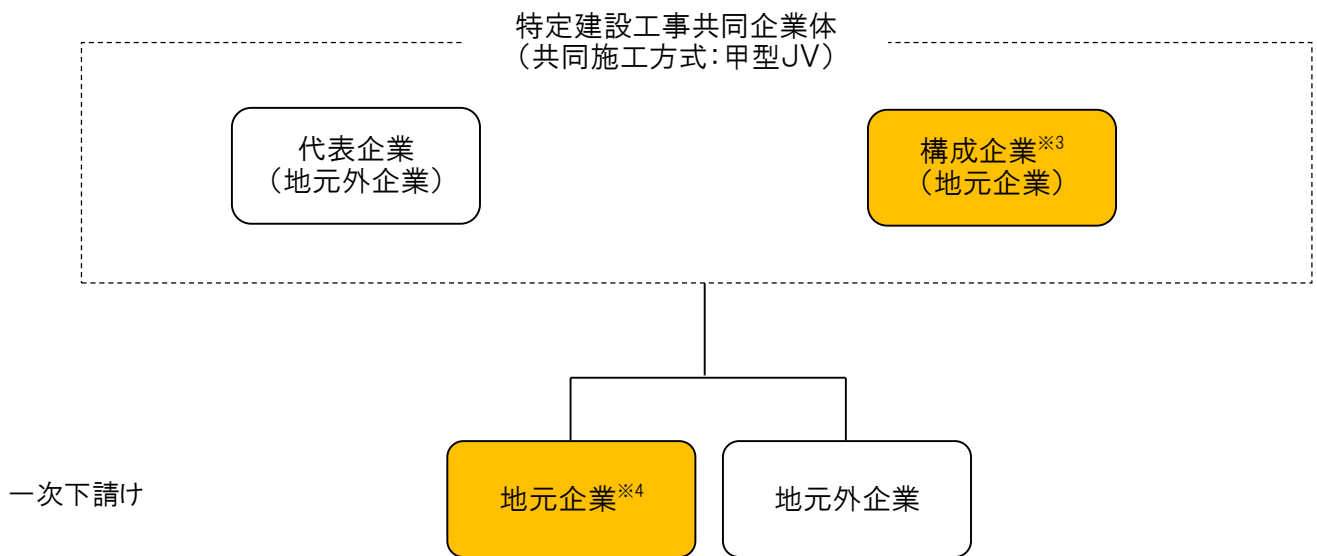
●地域貢献金額の加算対象の範囲(分担施工方式:乙型JV)



※1 乙型JVを構成する企業(地元企業)の発注額(100%)を加算対象とする。

※2 乙型JVを構成する企業(地元外企業)から地元企業への発注額(100%)、一次下請けの地元外企業から地元企業への発注額(100%)を加算対象とする。

●地域貢献金額の加算対象の範囲(共同施工方式:甲型JV)



- ・ : 地域貢献金額の加算対象

※3 甲型JVを構成する企業(地元企業):出資比率に応じた額を加算対象とする。

※4 地元外企業と地元企業とから構成される甲型JVから地元企業への発注額:地元外企業と地元企業との出資比率の割合に応じた額を加算対象とし、計算方法は次頁に示すとおりとする。

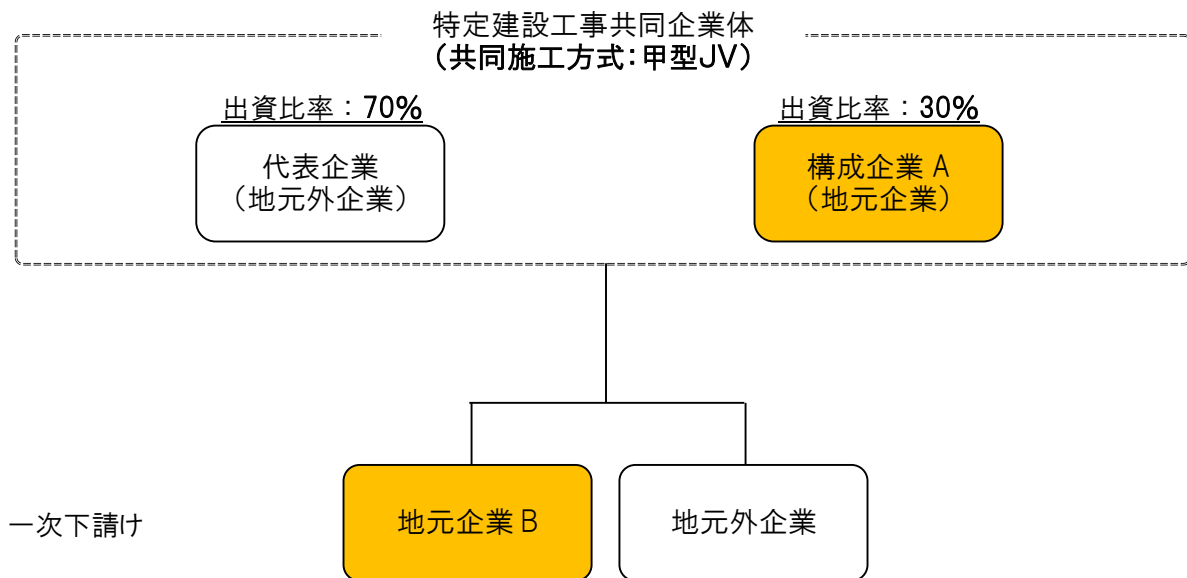
なお、甲型JVから地元外企業に発注した場合、当該地元外企業から地元企業への発注額は、地域貢献金額の加算対象にはしない。

※5 共同企業体の設立にあたっては、関係法令を遵守し、施工能力に応じた出資比率とすること。

特定建設工事共同企業体（共同施工方式：甲型JV）の場合における地域貢献金額の計算方法

●計算条件等

- ・特定建設工事共同企業体(共同施工方式:甲型JV)の出資比率(例)
 - 代表企業(地元外企業) :70% ⇒ 地元貢献金額の対象にはならない
 - 構成企業 A(地元企業) :30% ⇒ 地元貢献金額の対象になる



●算定式

地元企業 B の地域貢献金額の算定式は以下のとおりとする。

$$\text{地元企業 B の地域貢献金額} = \text{地元企業 B への発注額} \times \{100\% - (\text{構成企業 A の出資比率})\}$$

↑ 地元企業の出資比率の合計